

～島田市合併処理浄化槽設置補助金制度のお知らせ～

単独処理浄化槽・汲取トイシから合併処理浄化槽への付け替え工事を助成します！

付け替え工事費用のほか、既存槽撤去工事と宅内配管工事も補助対象（上乘せ補助）になります。

人槽	補助額（上限）	+	補助対象となる工事	補助額（上限）	条件
5人槽	33万2,000円	+	既存槽撤去工事	9万円	全撤去のみ
7人槽	41万4,000円		宅内配管工事	30万円	
10人槽	54万8,000円				

例えば、単独処理浄化槽から5人槽の合併処理浄化槽へ付け替える場合、補助金額上限は
33万2,000円 + 9万円 + 30万円 = 72万2000円
 （合併槽設置工事） （単独槽撤去工事） （宅内配管工事） となります。

※ ※ 補助対象条件 ※ ※

- ・公共下水道事業計画区域及び共同処理施設を有する住宅団地等の区域は不可
- ・申請者が居住する住宅（店舗等兼用住宅は延べ面積2分の1以上が居住用）
- ・10人槽を超える規模の浄化槽は不可
- ・建築確認申請を要しない増改築（都市計画区域外の地域においても同等）

ほかにも...

合併処理浄化槽を新設するときでも、下記の場合は補助金の対象となる場合があります。

- ・ **新築工事**
- ・ **建築確認申請を要する増改築工事**
（都市計画区域外の地域においても同等）
- ・ **共同処理施設廃止時の浄化槽設置工事**

人槽	補助額（上限）
5～10人槽	15万円

※この事業で島田市が特定の業者に委託等を行うことはありません

補助金に関するお問い合わせ先

島田市下水道課（生活排水係）

TEL:0547-45-3358 メール:gesui@city.shimada.lg.jp

ホームページ 島田市 合併処理浄化槽設置補助金 で検索



※ご注意点※

- ・補助金予算が無くなり次第、申請受付を終了しますのでご了承ください。
- ・すでに合併処理浄化槽を使用している市内住宅にお住まいの方が住宅を建て直す場合は対象外となります（家族の一部が別世帯として引っ越す場合を除く）。
- ・付け替え工事の予定でも、増改築工事として扱われ補助金額が変わってしまう場合があります。
- ・その年度の2月末日までに工事（外構工事に伴う上部スラブ打設を含む）が完了し、速やかに実績報告書を提出できる工事申請のみを受け付けます。